

議案第 5 1 号

飯能市下水道条例の一部を改正する条例（案）

飯能市下水道条例（昭和 4 7 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「（市長が定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 市長が定める軽微な工事
- (2) 市が実施する工事
- (3) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、排水設備等の工事に関し市長が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として市長が定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行ってはならない。 (1) <u>市長が定める軽微な工事</u> (2) <u>市が実施する工事</u> (3) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴い同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u>	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事<u>（市長が定める軽微な工事を除く。）</u>は、排水設備等の工事に関し市長が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として市長が定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。</u>